ファイナンシャル・プランニング技能検定
２級 実技試験
損保顧客資産相談業務

（2026 年５月公表分）

注意事項

１．本試験の出題形式は、事例形式５題（15 問）です。

２．試験問題については、問題文に特に断りのない限り、2025 年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

３．問題は、【第１問】から【第５問】まであります。

４．各問の問題番号は、通し番号になっており、問１から問 15 までとなっています。

５．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

厚生労働大臣指定試験機関　**一般社団法人 金融財政事情研究会**

【第１問】 次の設例に基づいて、各問（問１～問３）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（47歳）は、Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）を2026年６月末日に退職し、個人事業主として飲食店を開業する予定である。Ａさんは、Ｘ社を退職するにあたって、社会保険の取扱いや公的年金の老齢給付等について知りたいと思っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

（1）Ａさん（1978年５月12日生まれ、47歳、会社員）

・公的年金加入歴 ： 下図のとおり（60歳までの見込みを含む）
大学卒業後、Ｘ社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。2026年７月から個人事業主として独立する予定である。

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

20歳	22歳		48歳	60歳
国民年金 保険料未納期間 （35月）	厚生年金保険 被保険者期間 （24月）	厚生年金保険 被保険者期間 （279月）	国民年金 保険料納付済期間 （142月）	
	（2003年３月以前の平均標準報酬月額26万円）	（2003年４月以後の平均標準報酬額42万円）		

（2）妻Ｂさん（1981年８月21日生まれ、44歳、専業主婦）

・公的年金加入歴 ： 高校卒業後の８年間（96月）は厚生年金保険に加入し、その後は国民年金に第３号被保険者として加入している。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

（3）長女Ｃさん（2011年10月10日生まれ、14歳、中学生）

※妻Ｂさんおよび長女Ｃさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問１

Ａさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2025年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を答えなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

１．老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（　①　）円

２．老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（　②　）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（　③　）円

(3) 基本年金額（上記「(1)＋(2)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（　④　）円

〈資料〉

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$831,700\text{円}\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{\square}{\square}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{\square}{\square}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,734円×被保険者期間の月数

$$-831,700\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝415,900円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

問２

Ｍさんは、Ａさんが個人事業主となった場合の社会保険の取扱いについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Ｘ社を退職すると、Ａさんは全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格を失うことになりますが、その資格喪失日から20日以内に任意継続被保険者の資格取得の申出をすることにより、最長で３年間、引き続き全国健康保険協会管掌健康保険に加入することができます」

②

「Ｘ社を退職し、Ａさんが厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、妻Ｂさんは、原則として、Ａさんの退職日の翌日から14日以内に、国民年金の第３号被保険者から第１号被保険者への種別変更の届出を行う必要があります」

③

「Ａさんは、60歳になるまで国民年金の保険料を納付し、さらに60歳から65歳までの最大で５年間、国民年金に任意加入し、引き続き国民年金の保険料を納付することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます」

問３

Ｍさんは、Ａさんに対して、小規模企業共済制度について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要となる資金を準備することができる共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から（　①　）円までの範囲内で、500円単位で選択することができ、支払った掛金は、税法上、（　②　）の対象となります。

共済金は、事業を廃業した場合や65歳以上かつ掛金納付月数180カ月以上の場合などに請求することができ、一括で受け取った共済金（死亡事由以外）は、税法上、（　③　）として所得税の課税対象となります」

〈語句群〉

イ．55,000　　ロ．70,000　　ハ．88,000　　ニ．事業所得の必要経費

ホ．所得控除　　ヘ．税額控除　　ト．事業所得　　チ．一時所得　　リ．退職所得

【第１問】 模範解答

問１

〈答〉 ① 771,055（円） ② 686,724（円） ③ 391（円）
④ 1,103,015（円）

問２

〈答〉 ① × ② ○ ③ ×

問３

〈答〉 ① ロ ② ホ ③ リ

【第２問】 次の設例に基づいて、各問（問４～問６）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（28歳）は、自身の転勤に伴い、生活の利便性を考えて自家用車の購入を検討している。Ａさんは、自動車を初めて購入するため、購入にあたって自動車保険について理解を深めたいと考えている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問４

Ｍさんは、Ａさんに対して、自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という）について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「自賠責保険は、自動車損害賠償保障法の規定によって、原則として、すべての自動車に加入が義務付けられています。自賠責保険の保険金の支払限度額は、加害車両が１台である場合、（　①　）につき、死亡による損害については（　②　）万円、傷害による損害については120万円です。後遺障害による損害については、障害の程度に応じて最高で4,000万円が支払われます。

また、自賠責保険では、被害者に重大な過失がある場合、損害賠償額が減額される仕組みがあります。具体的には、被害者の過失割合が（　③　）割以上である場合、その過失割合に応じて、積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から、保険金額以上となる場合には保険金額から２割、３割または５割減額されます。

自賠責保険の保険料は、（　④　）や保険期間等に応じて定められており、加入する損害保険会社や自動車の走行距離等による差異はありません」

〈語句群〉

イ．５　　ロ．７　　ハ．９　　ニ．3,000　　ホ．4,000　　ヘ．5,000

ト．被害者１人　　チ．加害者１人　　リ．１事故　　ヌ．運転者の年齢

ル．運転者の等級区分　　ヲ．自動車の用途・車種

問５

Ｍさんは、Ａさんに対して、自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という）および任意加入の自動車保険の商品内容等について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「自賠責保険は、対人賠償が補償の対象となります。対物賠償やＡさん自身のケガ、自動車の車両の損害などは、自賠責保険では補償されませんので、自動車保険を契約するようにしてください」

②

「人身傷害保険は、被保険者が被保険自動車の運転中に事故を起こして被保険者本人や同乗者がケガをした場合、その損害額のうち、被保険者の過失割合に相当する部分については補償の対象となりません」

③

「車両保険には、『一般条件』などと呼ばれるさまざまな事故を幅広くカバーするタイプと、補償範囲を限定することで保険料を割安にしたタイプがあります」

問６

Ｍさんは、Ａさんに対して、任意加入の自動車保険（保険期間１年）のノンフリート等級別料率制度について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「前年に初めて自動車保険を契約して更新後の等級が７等級になった契約者と、前年に『１等級ダウン事故』を起こして更新後の等級が７等級になった契約者では、同じ７等級であっても、それぞれの保険料に適用される割引率が異なります」

②

「10等級の契約者が被保険自動車を走行中に飛び石でフロントガラスにひびが入り、車両保険の保険金のみが支払われた場合、当該事故は『ノーカウント事故』であり、更新後の等級は11等級となります」

③

「８等級の契約者が被保険自動車を走行中に単独事故を起こして同乗者がケガを負ったことにより、人身傷害保険の保険金のみが支払われた場合、当該事故は『１等級ダウン事故』であり、更新後の等級は７等級となります」

【第２問】 模範解答

問４

〈答〉 ① ト ② ニ ③ ロ ④ ヲ

問５

〈答〉 ① ○ ② × ③ ○

問６

〈答〉 ① ○ ② × ③ ×

【第３問】 次の設例に基づいて、各問（問７～問９）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（74歳）は、製造業を営むＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長である。Ａさんは、今期限りでの勇退を決意しており、専務取締役の長男Ｂさん（45歳）が代表取締役社長に昇格する予定である。

次期社長に就任する長男Ｂさんは、会社役員賠償責任保険（D&O保険）への加入を検討している。また、従業員の労災事故に備えるため、労働災害総合保険への加入も検討している。

〈Ｘ社が加入を検討している会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する資料〉

（1）契約者（＝保険料負担者）：　Ｘ社
（2）被保険者　　：　Ｘ社の役員
（3）支払限度額　　：　10億円
（4）保険開始日　　：　１月１日（保険期間１年）
（注）Ｘ社の決算期間は１月１日から12月31日までの１年間である。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問７

仮に、Ｘ社がＡさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Ａさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を答えなさい。〈答〉は万円単位とすること。なお、Ａさんの役員在任期間（勤続年数）を27年６カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

①　退職所得控除額
②　退職所得の金額

問８

会社役員賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）の商品内容等に関する次の記述①～④について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「D&O保険に加入することにより、被保険者である会社役員が役員の業務に係る行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、法律上の損害賠償金や争訟費用を負担することによって生じる損害に備えることができます」

②

「D&O保険の補償の対象となる損害賠償金には、一般に、判決に基づく損害賠償金や和解金のほか、罰金や課徴金も含まれます」

③

「D&O保険では、会社のすべての役員が被保険者となりますが、保険期間中に退任した役員や新たに選任された役員は含まれません」

④

「株式会社がD&O保険の契約内容を決定するためには、株主総会（取締役会設置会社にあっては取締役会）の決議が必要となります」

問９

労働災害総合保険の商品内容等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「労働災害総合保険は、労働者災害補償保険（政府労災保険）の上乗せ補償を目的とした法定外補償保険と、労働災害により使用者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する使用者賠償責任保険で構成されています。

保険期間が１年の労働災害総合保険の保険料は、一般に、契約時に保険期間中の平均被用者数や（　①　）の見込額に基づき算出された暫定保険料を支払い、その保険料の（　②　）。そして、保険期間終了後に実際の数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料との差額を精算します。暫定保険料が確定保険料を上回り、返金を受けた場合は、暫定保険料と確定保険料との差額を（　③　）として経理処理します」

〈語句群〉

イ．営業利益　　ロ．経常利益　　ハ．賃金総額　　ニ．全額を資産に計上します

ホ．２分の１を資産に計上します　　ヘ．全額を損金の額に算入することができます

ト．雑収入　　チ．保険差益

【第３問】 模範解答

問７

〈答〉 ① 1,360（万円） ② 1,820（万円）

問８

〈答〉 ① ○ ② × ③ × ④ ○

問９

〈答〉 ① ハ ② ヘ ③ ト

【第４問】 次の設例に基づいて、各問（問10～問12）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（45歳）は、妻Ｂさん（47歳）、長女Ｃさん（21歳）および母Ｄさん（68歳）との４人家族である。Ａさんは、住宅ローンを利用して2025年３月に新築マンションを取得し、同月中に入居した。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん　　（45歳）：会社員
妻Ｂさん　（47歳）：パートタイマー。2025年中に給与収入100万円を得ている。
長女Ｃさん（21歳）：2025年中の収入はない。
母Ｄさん　（68歳）：2025年中の収入は公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

〈Ａさんの2025年分の収入に関する資料〉

給与収入の金額　：　760万円

〈Ａさんが取得した新築マンションに関する資料〉

取得価額　　：　4,000万円
土地　　：　40㎡（敷地利用権の割合相当の面積）
建物　　：　70㎡（専有部分の床面積）
資金調達方法　：　自己資金1,500万円、住宅ローン2,500万円
住宅ローン　：　2025年12月末の借入金残高2,410万円、返済期間20年
（団体信用生命保険に加入）
留意点　　：　当該マンションは、認定長期優良住宅に該当する。また、住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび母Ｄさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。
※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問10

住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「住宅ローンを利用して認定住宅等に該当する新築住宅を取得等し、2025年中に居住を開始した場合、所定の要件を満たせば、2025年分以後、最長で（　①　）年間、本控除の適用を受けることができます。本控除の控除額の計算上、住宅ローンの年末残高には限度額が設けられており、Ａさんの場合、住宅ローンの年末残高の限度額は（　②　）万円となります。

Ａさんの場合、住宅ローンの年末残高は（　②　）万円よりも少ないため、住宅ローンの年末残高に控除率を乗じて得た金額を所得税額から控除することができます。なお、本控除の適用を受けるための要件には、『控除を受けようとする年分の合計所得金額が（　③　）万円以下であること』などがあります」

〈数値群〉

イ．10　　ロ．13　　ハ．15　　ニ．2,000　　ホ．2,500　　ヘ．3,000　　ト．4,000

チ．4,500　　リ．5,000

問11

住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）に関する次の記述①～③について、適切なものは〇を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「本控除の控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合は、その控除しきれない金額を、一定額を限度として、翌年度分の住民税額から控除することができます」

②

「Ａさんが2025年分の所得税において本控除の適用を受けるためには、確定申告をする必要がありますが、翌年分以後の所得税については、年末調整においてその適用を受けることができます」

③

「Ａさんが勤務先からの転勤命令により単身赴任で転居した場合、妻Ｂさんや長女Ｃさんが引き続きマンションに居住していたとしても、単身赴任中は本控除の適用を受けることができません」

問12

Ａさんの2025年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）総所得金額		（　①　）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	（　②　）円
	扶養控除	（　③　）円
	基礎控除	□□□円
（ｂ）所得控除の額の合計額		2,700,000円
（ｃ）課税総所得金額（（ａ）－（ｂ））		□□□円
（ｄ）算出税額（（ｃ）に対する所得税額）		□□□円
（ｅ）税額控除（住宅借入金等特別控除）		（　④　）円
（ｆ）差引所得税額		□□□円
（ｇ）復興特別所得税額		□□□円
（ｈ）所得税および復興特別所得税の額		□□□円

〈資料〉給与所得控除額の速算表（一部抜粋）

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

【第４問】 模範解答

問10

〈答〉 ① ロ ② チ ③ ニ

問11

〈答〉 ① ○ ② ○ ③ ×

問12

〈答〉 ① 5,740,000（円） ② 380,000（円） ③ 1,010,000（円）
④ 168,700（円）

【第５問】 次の設例に基づいて、各問（問13～問15）に答えなさい。

《設　例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるＡさん（68歳）は、妻Ｂさん（67歳）および長女Ｃさん（41歳）との３人でＸ市内の自宅で暮らしている。Ａさんの推定相続人は、妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび二女Ｄさん（39歳）の３人である。

長女Ｃさんは、Ｘ市役所に勤務している。一方、二女Ｄさんは、他県にある上場企業に勤務しており、Ｘ市に戻る意思はない。

Ａさんは、自身の相続に関して、不動産賃貸業を手伝ってくれている長女Ｃさんに賃貸ビルを相続させるつもりでいる。しかし、二女Ｄさんは長女Ｃさんと折り合いが悪く、Ａさんは、遺産分割について争いが生じるのではないかと心配している。

〈Ａさんの推定相続人〉

妻Ｂさん　（67歳）：　Ａさんと自宅で同居している。
長女Ｃさん（41歳）：　公務員。Ａさん夫妻と同居している。
二女Ｄさん（39歳）：　会社員。夫と２人で戸建て住宅（持家）に住んでいる。

〈Ａさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

①現預金　　：　8,500万円
②自宅
　敷地（400㎡）：　6,000万円（注）
　建物　　：　2,500万円
③賃貸ビル
　敷地（400㎡）：　7,000万円（注）
　建物　　：　4,000万円
（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈Ａさんが加入している一時払終身保険の内容〉

契約者（＝保険料負担者）・被保険者　：　Ａさん
死亡保険金受取人　　：　妻Ｂさん
死亡保険金額　　：　2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問13

Ａさんの相続に係る遺産分割に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

Ⅰ

「仮に、Ａさんの相続に係る遺留分を算定するための財産の価額が３億円である場合、二女Ｄさんの遺留分の額は（　①　）万円になります。Ａさんの相続が開始し、遺言により長女Ｃさんが相続財産の大部分を相続した場合、二女Ｄさんの遺留分を侵害するおそれがあります。遺留分が侵害された場合、二女Ｄさんは、Ａさんの相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から（　②　）年以内に遺留分侵害額請求権を行使し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます」

Ⅱ

「相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、分割されていない財産について、相続税の申告時において『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができないというデメリットが生じます。その場合、相続税の申告の際に『申告期限後（　③　）年以内の分割見込書』を提出し、申告期限後（　③　）年以内に遺産分割協議が成立すれば、それらの特例の適用を受けるため、分割日の翌日から４カ月以内に更正の請求を行うことができます」

Ⅲ

「遺産分割をめぐる争いを防ぐ手段として、遺言書の作成をお勧めします。公正証書遺言は、証人（　④　）人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人が作成します」

〈数値群〉

イ．１　　ロ．２　　ハ．３　　ニ．４　　ホ．５　　ヘ．７　　ト．10　　チ．20

リ．3,750　　ヌ．5,000　　ル．7,500

問14

Ａさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「妻Ｂさんが自宅の敷地と建物を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額6,000万円）について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額を1,200万円とすることができます」

②

「妻Ｂさんが受け取る死亡保険金（2,000万円）は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定により、相続税の課税価格に算入される金額は1,500万円となります」

③

「長女Ｃさんが二女Ｄさんに対する代償交付金を準備する方法として、契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人を長女Ｃさん、被保険者をＡさんとする終身保険に加入し、長女Ｃさんが負担する保険料相当額の現金をＡさんが贈与する方法が考えられます」

問15

Ａさんの相続が現時点で開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は２億5,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		２億5,000万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長女Ｃさん	（　②　）万円
	二女Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	―
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円
20,000	～	30,000	45％	2,700万円
30,000	～	60,000	50％	4,200万円
60,000	～		55％	7,200万円

【第５問】 模範解答

問13

〈答〉 ① リ ② イ ③ ハ ④ ロ

問14

〈答〉 ① × ② × ③ ○

問15

〈答〉 ① 4,800（万円） ② 815（万円） ③ 3,970（万円）